

青森市匠の職人表彰に係る調書の記載要領

(様式第2号 身上調書)

1. 「職業部門・職業分類」欄には、候補者の有する技能に係る職種が属する別表に定める職業部門及び職業分類の番号を記入すること。
2. 「職種(1)」欄には、候補者の有する技能の職種について別表に定める職種(1)より転記し、「職種(2)」欄には、別表に定める職種(2)より転記すること。
3. 「氏名」欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
4. 「就業先事業所名」欄については、雇用されている場合にあっては雇用事業所名、自営している場合にあっては屋号等を記入すること。
5. 「職歴」欄には、職歴について就業先事業所名、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記載すること。
なお、団体等における役職歴等のうち、本表彰と関連がないものは記入しないこと。
6. 「在職期間」欄には、その職の始期と終期を記入すること。
なお、現職については令和7年6月30日をもって終期とすること。
7. 「在職年月数」欄には、半月単位で計算した在職年月数を記載すること。月の15日以前に就職したものは1日に就職したものとみなし1か月とし、月の16日以降に就職したものは16日に就職したものとみなし半月とし、15日以前に離職したものは15日に離職したものとみなし半月とし、16日以降に離職したものは末日に離職したものとみなし1か月として計算すること。
8. 「重複を除く年月数」欄には、「在職年月数」の合計を記載すること。
9. 「表彰・入賞歴」欄には、技能に関連した表彰や大会成績について受賞年月日及び事由を記入すること。
10. 「免許・資格等」欄には、候補者の有する免許、資格及び特許又は実用新案等の種類、技能検定に合格している者は技能士の名称(○級○○技能士)と取得年月日を記載すること。なお、技能に直接関係のない、例えば、一般の自動車運転免許証等は記載しないこと。

（様式第3号 事績調書）

1. 「職種番号」欄には、身上調書に記載した職業部門・職業分類・職種（1）の番号を記入すること。
2. 「候補者の概要」欄には、青森市匠の職人表彰規則第5条第1項第2号から第5号までの要件を満たすことを説明する内容及びその他特筆すべき事項を記入すること。なお、一般的でない用語・略語等については簡単にわかる説明（別葉としても可）を付すこと。
3. 「推薦団体」欄には、青森市長に対してその者を推薦した団体の所在地、電話番号及び団体名、団体の代表者名を記載すること。

※様式第2号及び第3号に記載された内容を確認できる資料を提出すること。

- （1）写真 1年以内に撮影した本人の作業中の写真
- （2）表彰状等 候補者の技能・技術大会における表彰状又は技能に関する資格証等の写し
（カラーコピーである必要はないが、A4判に縮小若しくは拡大すること。）
- （3）新聞記事等 候補者の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
（新聞・雑誌等の記事についてはできるだけ鮮明なものをを用いること。）
- （4）製作物等の説明書等 候補者の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面、写真等
（代表的な製作物についてはカラー写真等で補足すること。）
- （5）特許等の証書等 特許、実用新案等の取得に関する発明者名、所有権者名、内容及び取得年月日を明らかにする資料又は証書の写し